

愛西市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

愛西市長 日 永 貴 章

愛西市規則第3号

愛西市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

愛西市国民健康保険条例施行規則（平成24年愛西市規則第14号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和5年3月31日」を「令和5年5月7日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

愛西市国民健康保険条例施行規則の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の適用期間の終期)</p> <p>3 愛西市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年愛西市条例第20号)附則の規則で定める日は、<u>令和5年5月7日</u>とする。</p> <p>4以下 略</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の適用期間の終期)</p> <p>3 愛西市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年愛西市条例第20号)附則の規則で定める日は、<u>令和5年3月31日</u>とする。</p> <p>4以下 略</p>